

投票立会人募集

問 湯沢町選挙管理委員会 ☎ 025 - 784 - 2212

7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における投票立会人を募集します

選挙権を有する人（日本国民であり、満18歳以上の人）なら誰でも立会人になることができます。選挙管理委員会までお申し込みください。

勤務する期間

期日前投票 7月3日（木）～7月19日（土）

投票日 7月20日（日）

募集する人員

期日前投票 1日ごとに2人

投票日 各投票区ごとに2～3人

勤務する時間

期日前投票 午前8時15分～午後8時15分

投票日 午前6時45分～午後7時15分

報酬額

期日前投票 12,311円（税引後）

投票日 13,959円（税引後）

申込

5月26日（月）午前8時30分～5月30日（金）午後5時までに申込書を提出してください（郵送可）。申込書は選挙管理委員会にあります。電話での申込みも受け付けます。

※期日前投票期間中および投票日は、昼食および夕食は選挙管理委員会で用意します。ただし、期日前投票は昼食、投票日は夕食が実費負担となりますので、必要のない方は事前にお申し出ください。

※定員になり次第、募集を終了させていただきます。



介護タクシー利用助成事業のご案内

問 福祉介護課 ☎ 025 - 784 - 4560

通常の交通機関の利用が困難な在宅の要介護認定者が、入退院および通院等のため、湯沢町および南魚沼市内において事業所を営むタクシー事業者の介護タクシーを利用した場合に、町がその費用の一部を助成します。

介護タクシー利用に係る費用の2分の1とし、片道利用1回につき2万円を上限とします。ただし、利用の回数は片道を1回とし、ひと月あたり4回までとします。

※介護タクシーとは、乗降を容易にするリフト等の装置を備え、ストレッチャーまたはリクライニング式車椅子に対応した車両を言います。

※利用の区域は、湯沢町、南魚沼市にある医療機関等までとします。

対象 次のすべてに該当する方

- ①湯沢町に住所を有し、かつ居住している方
- ②在宅で介護を受けている要介護4以上の方
- ③入退院および通院等でやむを得ず介護タクシーの利用が必要な方
- ④生活保護法など他の制度で交通費の支給を受けていない方

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、根拠となる領収書および介護保険被保険者証を添えて、利用月の翌月末までに福祉介護課窓口へ提出してください。なお、申請書様式は福祉介護課窓口に備え付けてあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

